

平成13年度 静岡県融資制度資金一覧（商工労働部関係）

* 融資利率・保証料は年利率
 * 融資利率欄 保マークは必ず保証協会の保証が必要です
 * 設：設備資金 運：運転資金の略

資金名		融資対象者	融資限度額 融資利率（保証料）	融資期間 償還方法	【取扱金融機関】 ・申込窓口
事業資金	経営改善資金	従業員100人（商業・サービス業は50人）以下の中小企業者 - 1年以上継続して同一事業を営んでいること -	1企業 設備資金3,000万円 運転資金1,500万円 1.9% 保（0.7%）	設 7年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【県内各金融機関】 ・市町村、商工会議所、商工会、中央会、（財）しずおか産業創造機構、県行政センター
	季節資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の中小企業者、組合 - 1年以上継続して同一事業を営んでいること -	1企業 700万円 1組合 1,500万円 転貸の場合1組合1億円かつ1組合員700万円 1.9% 保（0.7%）	運 5ヵ月以内 一括払い又は元金均等割賦払	
経営安定資金	経営安定対策	特定要因により、売上げが前年に比し減少している等の中小企業者、組合 - 1年以上継続して同一事業を営んでいること -	運転資金 1企業 2,000万円 1組合 5,000万円 1.9% 保（0.7%）	運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【県内各金融機関】 ・市町村、商工会議所、商工会、中央会、（財）しずおか産業創造機構、県行政センター
	連鎖倒産防止	倒産企業の関連中小企業者（倒産企業は、経済産業大臣又は知事が指定する） - 6ヵ月以上継続して同一事業を営んでいること -	運転資金 1企業 3,000万円 1組合 5,000万円 1.9% 保（0.7%）	運 7年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	
	経済変動対策特別	経済的環境の変化により一時的に売上が減少するなど、業績が悪化していると認められた中小企業者、組合 - 1年以上継続して同一事業を営んでいること -	1企業・1組合 3,500万円 1.6% 保（0.6%）	設 10年以内 運 7年以内 元金均等割賦払 据置 設 3年以内 運 2年以内	
	中小企業災害対策資金	特定の災害により被害を受けた中小企業者、組合 - 6ヵ月以上継続して同一事業を営んでいること -	設備資金3,000万円 運転資金2,000万円 1.6% 保（0.6%）	設 7年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	
組織強化資金	組合共同事業推進	中央会会長の認定を受けた組合 （組合が共同事業のために事業資金が必要なとき）	1組合 5,000万円 1.9% （0.7%）	設 7年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【商工中金】 ・中央会
	組合員体質強化	組合員へ転貸を行う組合 （組合員への転貸資金が必要なとき・・運転資金を対象）	1組合 2億円 （1組合員当たり1,500万円） 1.9% （0.7%）	運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	
特別政策資金	創業パワアップ支援	・ 事業を営んでいない個人で、県内に1年以上居住し、県内で創業しようとするもの ・ 事業を営んでいない個人により県内で創業された会社（又は個人事業）で創業して5年を経過していないもの	1企業2,000万円 * 新規創業者は準備した自己資金と同額を限度 * 創業関連保証（1000万円）及び新事業創出関連保証（1000万円） 1.6% 保（0.65%）	設 7年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【県内各金融機関】 ・金融機関
		創業支援審査委員会の認定を受けた下記対象創業者（創業後5年未満を含む） (1) 創業者（将来性ある創業として認定されたもの） (2) 福祉関連サービス	設備資金 5,000万円 運転資金 2,000万円 所要額80%を限度 1.6% 保（0.7%）	設 10年以内 運 7年以内 元金均等割賦払 据置 3年以内	
	創業フロンティア	(3) 女性、高齢者、障害者	1,000万円（運転資金500万円） 所要額80%を限度 1.6% 保（0.7%）		

資金名		融資対象者	融資限度額 融資利率（保証料）	融資期間 償還方法	【取扱金融機関】 ・ 申込窓口	
特別政策資金	経営革新等支援資金	創造的研究開発支援	中小企業創造的事業活動促進法の認定を受けた研究開発等事業計画を行う中小企業者、組合	1企業・1組合 設備資金5,000万円 運転資金3,000万円 *合計7,000万円まで 1.6%（0.7%） 無担保無保証人の場合（1.2%）	設 7年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【県内金融機関】 ・ 金融機関
		高度技術開発	1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で次の(1)～(5)に該当する場合	1企業・1組合 設備資金5,000万円 運転資金2,000万円 1.6%（0.7%） (1)の場合 浜松地域テクノポリス推進機構の保証（0.9%）		【県内各金融機関】 (1)の場合 ・ 浜松地域テクノポリス推進機構 (2)(4)(5)の場合 ・ 市町村、商工会議所、商工会、中央会、(財)しずおか産業創造機構、県行政センター (3)の場合 ・ 金融機関
		新成長新分野	(1)浜松テクノポリス地域内で高度技術に立脚した研究開発を行う場合			
		経営革新	(2)新分野又は地域産業振興新ビジョンに基づく新成長分野へ進出する場合			
		中心市街地活性化	(3)中小企業経営革新支援法に基づく承認経営革新計画又は産業活力再生特別措置法に基づく認定経営資源活用新事業計画に従って事業を行う場合			
	IT化サポート	(4)中心市街地活性化法に基づく中心市街地において店舗改装等を行う場合				
	産業振興特別資金	国際化支援	1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で次の(1)～(4)に該当する場合	1企業・1組合 設備資金5,000万円 運転資金2,000万円 1.9%（0.7%）	設 7年以内 (1)の場合 10年以内 運 5年以内 元金均等割賦払 据置 1年以内	【県内各金融機関】 ・ 市町村、商工会議所、商工会、中央会、(財)しずおか産業創造機構、県行政センター (1)の場合 ・ (社)静岡県国際経済振興会も可 (4)の場合 ・ 金融機関
		中小小売商業	(1)海外投資を行う場合			
		地域改善	(2)中小小売商業者が大型店の進出に伴い、店舗改装や商品仕入れ等を行う場合			
		ISO取得支援	(3)中小企業者で同和地区内で事業を営む場合 [製造業者等] 資本金 3,000万円以下 従業員 100人以下 [商業・サービス業者] 資本金 1,000万円以下 従業員 50人以下			
地震災害防止対策資金		(4)ISO9000シリーズ、14000シリーズを認証取得しようとする場合				
小規模企業共済資金	小規模企業共済の契約者で、36月分以上の掛金を納付したものの	1企業 掛金納付済額の3倍 *300万円を限度 1.1%	3年以内 半年賦又は月賦	【県内に本店を有する地銀、信金】 ・ 商工会議所 商工会、取扱金融機関 青色申告会		

(参考)

市町村小口資金	取扱市町村内に事業所を有する中小企業者であって、製造業者等 従業員30人以下 商業・サービス業者 従業員10人以下	1企業 700万円以内で、取扱市町村長の定める額 1.9% 保(0.65%)	5年以内で取扱市町村長の定める期間 元金均等割賦払	【県内各金融機関】 ・ 市町村、商工会議所、商工会
---------	--	--	------------------------------	------------------------------

*平成13年4月1日時点